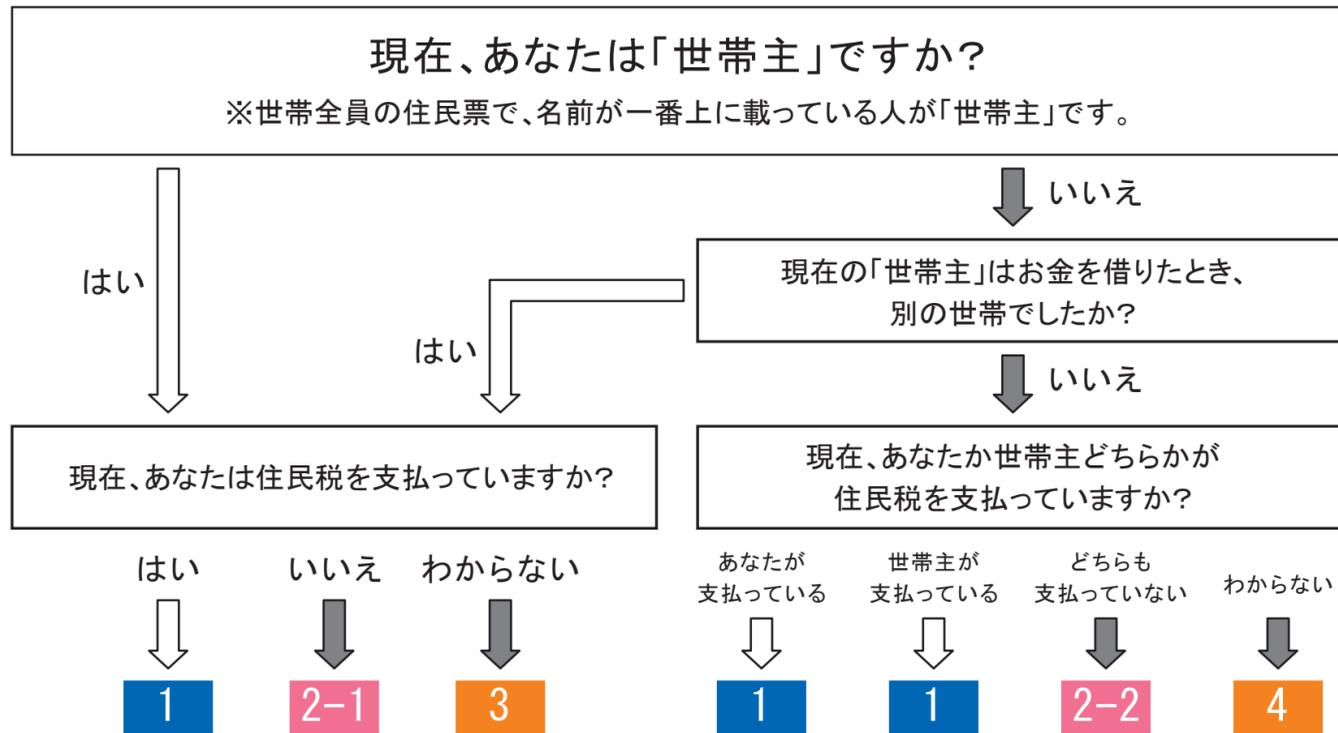


償還免除及び償還のお手続きについては、下記のフローチャートの結果(1~4)および5をご確認ください。よろしくお願いいたします。

償還免除対象になるかを確認する方法(フローチャート)

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。



- 1** 償還(返済)が必要です。再度、令和5(2023)年度の住民税が「課税」か確認してください。(住民税が「非課税」であれば償還が免除になります。) ⇒ 別紙青色の「償還の方へ」をご覧ください。
- 2-1** あなたが「住民税非課税」なので、償還免除の対象です。
- 2-2** あなたと世帯主が「住民税非課税」なので、償還免除の対象です。 ⇒ 右のページの「償還免除対象の方へ」をご覧ください。
- 3** あなたが「住民税非課税」か確認してください。 ⇒ 右のページの「住民税非課税について確認したい方へ」をご覧ください。
- 4** あなたと世帯主が「住民税非課税」か確認してください。
- 5** 生活保護を受給中の方、精神障害者保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級もしくは2級)の交付を受けた方、療育手帳の区分が「A」「マルA」「A2」含むに該当している方 ⇒ 特例貸付事務センターにお問い合わせください。 ☎ : 050-2018-7020

償還免除対象の方へ フローチャート 2-1、2-2の方へ

償還免除の申請方法 — 償還免除の要件があてはまる方の手続き方法 —

- 申請期間 令和5(2023)年 **6月~8月31日**【当日消印有効】
- 申請先 滋賀県社会福祉協議会 特例貸付事務センター
- 必要書類 必ず次の3種類の書類を提出してください。書類不備や申請書の記入漏れがある場合は再提出が必要です。償還免除申請書の書き方は、償還免除申請書の裏面「記入例」をご覧ください。

【重要】 提出する書類

1	同封の「緊急小口等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書」
2	世帯全員の住民票 ※「世帯全員の住民票と相違ないことを証明します」と記載のあるもの(世帯主の記載がある発行3か月以内のもの/発行手数料は申請者負担です)
3	非課税証明(あなたと世帯主分/あなたが世帯主の場合はあなたの分のみ)

※ご提出いただく書類を青色の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに郵送してください。
※所得を申告されていない非課税証明書については無効となります。

住民税非課税について確認したい方へ フローチャート 3、4の方へ

住民税が非課税であるかについての確認は、下記の各市町役場 税務課へお問い合わせください。

市町税務課一覧

市町名	担当課名	電話番号	市町名	担当課名	電話番号
1 大津市	総務部 市民税課 税制グループ	077-528-2707	11 高島市	総務部 税務課	0740-25-8116
2 彦根市	総務部 税務課 市民税係	0749-30-6140	12 東近江市	税務部 市民税課	0748-24-5604
3 長浜市	市民生活部税務課	0749-65-6508	13 米原市	市民部 税務課	0749-53-5115
4 近江八幡市	総務部 税務課	0748-36-5505	14 日野町	税務課 住民税担当	0748-52-6570
5 草津市	総務部 税務課 諸税管理係	077-561-2308	15 竜王町	税務課 住民税係	0748-58-3750
6 守山市	総務部 税務課	077-582-1115	16 愛荘町	税務課	0749-42-7690
7 栗東市	総務部 税務課 市民税係	077-551-0106	17 豊郷町	税務課	0749-35-8119
8 甲賀市	総務部 税務課 市民税係	0748-69-2128	18 甲良町	税務課 諸税庶務係	0749-38-5064
9 野洲市	総務部 税務課	077-587-6040	19 多賀町	税務住民課	0749-48-8113
10 湖南市	税務課 市民税係	0748-71-2319			

生活のお困り事をご相談いただける窓口を 県内各市町に設置しています。

失業・離職や収入減少により
家賃が支払えない

収入や貯蓄が少なく
生活に困っている

長らく社会との接点がないが
働き始めたい

公共料金の滞納や
債務を抱えている

このようなお困り事は、
ございませんか？

就職を目指して求職活動を
しているが上手くいかない

生活の困り事をどこに
相談してよいか分からない



各市町の相談窓口

高島市	つながり応援センターよろず	0740-25-5750
高島市	くらし連携支援室	0740-25-8120
東近江市	健康福祉政策課	0748-24-5512
米原市	福祉政策課	0749-53-5120
日野町	社会福祉協議会	0748-52-1219
竜王町	社会福祉協議会	0748-58-1475
愛荘町	社会福祉協議会	0749-42-7170
豊郷町	社会福祉協議会	0749-35-8060
甲良町	社会福祉協議会	0749-38-4667
多賀町	社会福祉協議会	0749-48-8127
☎ こちらの窓口へご相談ください。		

生活にお困りの方にご利用いただける支援メニュー

こちらでご紹介する支援メニューは「生活困窮者自立支援制度」の事業です。

自立相談支援事業

各市町の相談支援員がお困り事をお伺いし、お困り事に応じて個別の支援計画を作成し、継続的な関わりを行います。また、就職のための相談支援なども行っています。※各市町の相談窓口は、表面に掲載しています。



住居確保給付金



離職や廃業、休業等に伴う収入減少により経済的に困窮し、住居を失った方または失うおそれがある場合に、家賃相当額の支給を行います。

支給期間：3月（最大9月まで延長可能）

（本給付金受給期間に所要の求職活動等を行うことが支給条件になります。）

※住居確保給付金の受給にあたっては収入要件・資産要件等があります。

就労準備支援事業

就職経験がない方や長期間にわたり就労から離れており、すぐに一般就労が難しい方の、就労に向けた準備の支援を行います。日常生活、社会生活、就労の3つの自立段階を想定し、段階的に自立に向けた支援を行います。



家計改善支援事業



家計のやり繰りが上手くいかない、税や公共料金の滞納がある、債務等を抱えているなどのご相談に対して、滞納・債務の解消や、ご自身で家計維持ができることを目指したサポートを行います。

一時生活支援事業

不安定な居住形態（住居をもたない方/ネットカフェ宿泊を続けている等）の方に、緊急的に一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。その後の生活に向けて、就労支援などのサポートも行います。※自治体によって実施・未実施があります。

子どもの学習・生活支援事業

お子さんの学習支援をはじめ、居場所づくりや進学に関する支援、また、保護者の方に対する進学についての助言などを行います。

※ご相談内容によって、その他ご利用いただける支援制度や支援機関をご紹介します。

制度の案内等は滋賀県ホームページでもご覧いただけます。

（右記のQRコード/下記のURLから）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/chiiiki/311432.html>



生活保護

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

大津市生活福祉課	077-528-2743	栗東市社会福祉課	077-551-0490	米原市社会福祉課	0749-53-5123
彦根市社会福祉課	0749-23-9590	甲賀市生活支援課	0748-69-2160	東近江健康福祉事務所 (日野町、竜王町)	0748-22-1254
長浜市社会福祉課	0749-65-6519	野洲市社会福祉課	077-587-6024	湖東健康福祉事務所 (愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)	0749-21-0282
近江八幡市援護課	0748-36-5508	湖南市社会福祉課	0748-71-2327		
草津市生活支援課	077-561-2361	高島市社会福祉課	0740-25-8120		
守山市健康福祉政策課	077-582-1123	東近江市生活福祉課	0748-24-5644		